

介護(介護予防)サービス利用までの流れ

申請の前に

介護認定の際に主治医意見書の取り寄せを行います。

(取り寄せはちゃーがんじゅう課が行います。)

申請前に主治医に意見書記入の事前了承を得て、主治医名(漢字フルネーム)、医療機関名、所在地、電話番号を控えてくるようお願いします。

介護認定申請

ちゃーがんじゅう課窓口(29番)で申請書を記入していただきます。

【窓口受付時間】: 平日(土日祝除く) 8:30~11:30、13:00~16:30

介護認定申請

訪問調査・主治医意見書の取り寄せ

「訪問調査」とは？

調査員が自宅等を訪問し、心身の状況を調査します。日常生活に状況について補足説明できる方の立会をお願いします。

「主治医意見書」とは？

本人様の主治医に最近の心身の状況について意見書を作成してもらいます。
(市が取り寄せを行います)

30日~
40日前後

認定審査会・認定結果の通知

認定調査結果と主治医意見書をもとに介護の必要性について審査を行い、「非該当」、「要支援1・2」、「要介護1~5」のいずれかの区分に判定します。
結果通知はご自宅または送付先へ登録されている住所へ郵送となります。

結果通知

ケアプランの作成・介護サービスの利用

ケアプランとは介護サービスを利用するための計画のことです。

(介護保険適用のサービスは要支援1以上の方が利用できます。)

相談はケアマネージャーと行うこととなり、希望するサービスによって相談先が分かりますので、ご本人様・ご家族様で連絡をお願いします。

自宅で生活しながらサービスを利用したい

相談先の一覧を結果通知に同封します。

要支援1・2の場合

地域包括支援センターのケアプランナーに相談

要介護1~5の場合

居宅介護支援事業所のケアマネージャーに相談

施設等へ入所したい

施設へ直接連絡し、相談。

ご希望の方には沖縄県が認可した施設の一覧を差し上げます。

インターネットで「沖縄県入所施設一覧」と検索することも可能です。